

海外旅行傷害保険の救援者費用特約と事故対策費用保険の違いについて

	海外旅行傷害保険 「救援者費用特約」	事故対策費用保険
保険金の支払対象となるケース	<p>旅行期間中に</p> <ol style="list-style-type: none"> ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 病気により亡くなられたとき。 病気にかかり医師の治療を受け、旅行日程終了後30日以内に亡くなられたとき。 ケガまたは病気により継続して3日から7日以上入院されたとき。 搭乗している飛行機、船舶等が行方不明または遭難したとき。 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。 	<p>* 病気が原因の場合は一切適用不可</p> <p>旅行期間中に</p> <ol style="list-style-type: none"> ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 ケガにより継続して7日以上入院されたとき。 搭乗している飛行機、船舶等が行方不明または遭難したとき。 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。
現地渡航家族の費用	1被災者につき3名限度 支払われる費用は、緊急事故支援システム／保険会社に確認	1被災者につき2名限度 (救援者費用特約とば別枠) 支払われる費用は、緊急事故支援システム／保険会社に確認
協会関係者の費用	対象外	現地派遣人数に制限はないが、1被災者につき、保険金支払限度額500万円
見舞金・弔慰金	対象外	弔慰金(死亡の場合)が、1名あたり30万円を限度として支払われる。 ケガで7日以上入院の場合は、1名あたり10万円を限度として支払われる。 疾病の場合も支払われる。 (疾病危険等担保特約)